



【労基法 公民権行使の保障で該当しないもの】

- ・個人としての訴権の行使
- ・他の立候補者の応援などの選挙活動
- ・非常勤の消防団員の職務
- ・予備自衛官の防衛招集又は訓練招集

「公の場で個人的な応援は非常識！消臭！！」

